

令和 2 年 2 月 2 5 日
練馬区監査委員決定
令和 2 年 5 月 25 日一部変更

令和 2 年度練馬区監査基本計画

1 区政をめぐる動向と監査

区政においては、平成 31 年 3 月に区民サービスの向上と持続可能な行政運営の実現するため「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、子育て施策や街づくりなど直面する様々な課題に対する取組を着実に推進させることが求められている。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定や地方自治法の改正等に伴い、区は今後、職員の働き方や事務の内部統制の体制を見直し、事務の適正性を確保するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、事業の効率性・実効性をさらに向上させることが求められている。

監査委員は、このような区政の動向の下、改正地方自治法に基づき令和 2 年 2 月に練馬区監査委員監査基準を策定し、公正不偏の立場から区民の視点に立って監査を行うとともに、区の行財政運営の効率化はもとより、事務の適正性および透明性の確保を図る。

2 基本方針

監査の実施に当たっては、監査対象のリスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。)を識別し、そのリスクの内容および程度の検討を行うものとする。

各種監査を通じて、区の事務事業における合规性、経済性、効率性および有効性を検証し、適切な執行の支援につなげることで、区政に対する区民の信頼確保を図る。

監査委員による「指摘」とそのフォローアップのみならず、監査時の個々の「口頭指導」に関しても確実に改善されているか検証し、監査の実効性を向上させる。

公共サービスの提供主体が区民・事業者との協働により様々な広がりを見せる中で、担当部署による事務事業の評価等が、サービスの質の確保や向上の面等から適切に機能しているか検証し、事務の有効性の確保を図る。

マイナンバー制度の運用により、個人情報への厳格な取扱いが求められる

中で、個人情報の適正な管理とそれに関連した事務改善が適切に行われているか検証し、事務の厳格性の向上を図る。

公金・準公金および契約等の履行について、区の内部統制の体制等を点検し、公金・準公金の管理が適正に行われているか、契約事務の手續が規則等に従い適正に行われているか等を検証し、事務の合規性の確保を図る。

3 個別監査実施方針

*以下で「法」とは地方自治法を指す。

定期監査

ア 財務等監査（学校監査を含む。）（法第 199 条第 1 項および第 4 項）

区の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証する。

検証に当たっては、財政援助団体等監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施する。

イ 工事監査（法第 199 条第 1 項および第 4 項）

対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証する。

随時監査（法第 199 条第 1 項および第 5 項）

随時に行うことがより効果的と判断できる場合など、必要があると認めるときに、定期監査に準じて実施する。

行政監査（法第 199 条第 2 項）

さらなる改善が期待される事務事業を取り上げるなど、必要があると認めるときに、合規性、経済性、効率性および有効性の観点から、体系的かつ総合的に検証する。

財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者等）への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証する。

検証に当たっては、定期監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施する。

例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

現金の出納について、事務が正確に、適正に行われているか等を検証する。

決算審査（法第 233 条第 2 項）

予算の執行および財産管理が適正かつ効率的に行われているか、各会計歳入歳出決算書等を審査し、意見を付す。

基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査し、意見を付す。

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）

財政の健全化判断比率を示す計数の的確性や算定が適切に行われているかを審査し、意見を付す。

その他の監査

住民監査請求による監査（法第 242 条第 4 項）、住民の直接請求による監査（法第 75 条第 3 項）、議会の要求による監査（法第 98 条第 2 項）、区長の要求による監査（法第 199 条第 6 項）、指定金融機関の行う公金の収納支払事務に関する監査（法第 235 条の 2 第 2 項）、職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項）および職員の賠償責任の全部または一部の免除をしようとする場合の意見（法第 243 条の 2 の 2 第 8 項）について、請求等に基づき実施する。

4 監査の日程

定期監査

ア 財務等監査（学校監査を含む。） 令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月

イ 工事監査 令和 2 年 5 月～令和 3 年 1 月

随時監査 必要に応じて実施

行政監査 未定

財政援助団体等監査 令和 3 年 1 月～ 2 月

例月現金出納検査 毎月 25 日前後に実施

決算審査（基金運用状況審査を含む。） 令和 2 年 7 月～ 8 月

健全化判断比率審査 令和 2 年 7 月～ 8 月

その他の監査 請求等に基づき実施

各監査の日程については別紙「令和 2 年度監査等実施予定表」を参照

5 監査結果等の提出、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

監査結果等は、速やかに議会および区長等に提出する。

監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供しホームページに掲載する。

区長等から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、上記と同様に公表等する。